

人事・労務を見つめる・・・

Nozomi-Planningレポート

令和3年6月号 Vol.174



撮影地

有馬温泉

「有馬温泉」

撮影者 中谷 淑恵

●今月のTOPICS●

【労基・人事労務・労務管理】

- ・5月から変更された雇用調整助成金の特例措置等
- ・新型コロナの小学校休業に係る休暇・妊婦の母性健康管理の休暇に対する助成金
- ・従業員から無期転換の申込があった場合の対応
- ・改定されたテレワークガイドライン

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.126
- ・今月の書籍紹介
「吉田松陰(1)、(2)」
- ・6月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。

お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145

【企画・編集】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145
理念:「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
<http://www.nozomiplanning.com/>



助成金情報

5月から変更された 雇用調整助成金の特例措置等

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大により、雇用調整助成金に特例措置が設けられ、これまで多くの申請が行われてきました。現状でも一部地域で緊急事態宣言が発出されるなど、未だ新型コロナの感染拡大が収束する見通しは立ちませんが、5月からは雇用調整助成金の原則的な措置の縮減が行われる一方、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業等についての特例が設けされました。

■ 1. 助成額と助成率の見直し

新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金の特例は、2021年5月および6月について、①全国の原則的な措置、②地域特例（まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、一定の営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所）の措置、③業況特例（生産指標が前年または前々年の同期と比べ、最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所）の措置、の3つに分かれます。②③については2021年4月までの特例が、2021年5月および6月にも適用されることになりますが、①については、雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限が13,500円に、事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率が9/10に引き下げられました（右表参照）。

なお、緊急事態宣言が発令された地域では、厚生労働省令の改正等が行われ、特例措置が設けられる予定です。

■ 2. 対象者と支給上限日数の見直し

1. のほか、支給対象者と支給上限日数について、以下の見直しが行われました。

2021年3月25日の厚生労働省の発表によると、7月以降については雇用情勢が大きく悪化しない限り、1. の措置についても、それぞれさらに縮減される予定です。新型コロナの感染状況とともに、雇用調整助成金の情報についても確認することが求められます。（2021年5月6日現在の情報に基づき作成しています。）

- ・ 繼続して雇用された期間が6ヶ月未満の雇用保険被保険者についても助成の対象者とすること等について、雇用調整助成金の対象期間の初日が2020年1月24日から2021年6月30日までの間にある場合に変更する。
- ・ 新型コロナの影響による休業等について、雇用調整助成金に係る支給上限日数に加えて支給を受けることができるようとする期間を、2020年4月1日から2021年6月30日までに変更する。

表 5月・6月の雇用調整助成金の内容

		5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例	4/5 (10/10) 15,000円
	業況特例	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 13,500円
	地域特例	4/5 (10/10) 15,000円
	業況特例	4/5 (10/10) 15,000円

※上段 助成率、下段 上限額
カッコ書きは解雇等を行わない場合の助成率



助成金情報

新型コロナの小学校休業に係る 休暇・妊婦の母性健康管理の 休暇に対する助成金

昨年、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大により設けられた小学校等の休業等に対応する助成金と、妊娠中の女性従業員の母性保護に対応する助成金は、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのための「両立支援等助成金」として、再度整理されました。以下でその内容を確認します。

■ 1. 小学校等の臨時休業等に 対応する助成金

小学校等が臨時休業等になることで、子どもの世話のために会社を休まざるを得ない従業員がいます。これに係る助成金は、育児休業等支援コースの中で「新型コロナウイルス感染症対応特例」として設けられました。

主な要件は、以下のとおりであり、対象従業員1人あたり5万円で、1事業主あたり10人まで支給されます。

①次のいずれも実施していること

- ・ 小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある従業員が取得できる特別有給休暇制度（賃金が全額支払われるもの）を、就業規則等に規定している
- ・ 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（※）を社内に周知している

※テレワーク勤務／短時間勤務制度／フレックスタイムの制度／始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）／ベビーシッター費用補助制度等のいずれか

②従業員1人につき、特別有給休暇を4時間以上取得させていること

■ 2. 妊婦の休暇取得支援のための 助成金

妊娠中の女性従業員に対し、新型コロナに関する母性健康管理措置として休暇を取得させるときは、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」に基づき助成金が支給されます。

具体的には以下の①～③のすべての条件を満たした事業主が支給対象となります。

- ① 新型コロナに関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性従業員が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を年次有給休暇とは別に整備していること
- ② ①の有給休暇制度を新型コロナに関する母性健康管理措置の内容とあわせて従業員に周知していること
- ③ 2020年5月7日から2022年1月31日までの間に①の有給休暇を合計して20日以上取得させたこと

支給額は対象従業員1人当たり28.5万円で、1事業所（雇用保険の適用事業所）当たり5人までとされています。

更に、2. に関する助成金として、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」が設けられています。これは2. と同様の母性健康管理措置として有給休暇制度の整備等を行い、2021年4月1日から2022年1月31日までの間に合計して5日以上の休暇を取得させた場合に対象となります。支給額は1事業場（労災保険の適用事業場）につき1回限り15万円であり、2. と併給することが可能です。



会話で学ぶ人事労務管理の勘どころ

従業員から無期転換の申込があった場合の対応

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。



先日、パートさんの1人から期間の定めのない契約に変更して欲しいという希望がありました。変更しなければならないのでしょうか。



そのパートタイマーの方との契約はどのようになっていますか。

総務部長

社労士

1年ごとの契約にしており、確か10年位、働いてもらっています。



なるほど。すでに長く雇用されており、今回、無期転換の申込をしてきたのですね。無期転換の概要を説明すると、①有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、②従業員が申込むことにより、③無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換できるというものです。今回申込があったパートタイマーの方は、いずれの要件にも該当していると思いますので、労働契約を無期にする必要があります。



そうなのですね。契約更新の時期は毎年4月ですが、いますぐ無期契約に変更する必要があるのでしょうか。



いいえ。いまの有期労働契約は有効ですので、その内容を変更する必要はありません。次の労働契約から無期労働契約に変更することになります。



それでは来年4月の契約時に無期契約に変更すればよいのですね。ちなみに、パートさんからの申込は口頭だったのですが、書面を提出してもらう必要がありますか。



従業員からの申込や会社の通知を書面で行う義務はありません。ただし厚生労働省は、トラブル防止のためにも「無期労働契約転換申込書」や「無期労働契約転換申込み受理通知書」のひな型を公開し、書面でやり取りすることが望ましいとしています。



なるほど。今後、申込が増える可能性もあるので、書面を準備することにします。その他、何か注意点はありますか。



無期転換した従業員に適用する就業規則の整備が必要になります。パートタイマー就業規則は有期労働契約のパートタイマーの方にのみ適用となっていることもあるので、そのようなときは無期転換したパートタイマーの方に適用する就業規則を定めるとともに、特に定年の定めの部分をしっかりと確認する必要があります。



ありがとうございます。一度、確認してみます。

【ワンポイントアドバイス】

1. 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、従業員からの申込により、無期労働契約に転換する。
2. 無期労働契約への変更は、申込時点の有期労働契約が満了した日の翌日から行われる。
3. 無期転換の申込や受理の通知は書面で行うことが望ましい。





改定された テレワークガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策のため、テレワークを導入する企業が急増し、更なる感染拡大により、今後も導入を予定する企業は多いのではないかと思います。厚生労働省では、新たな日常・生活様式に対応する一層良質なテレワークの導入・運用を推進することを目的としてテレワークに関するガイドラインを改定し、2021年3月に公開しました。このテレワークガイドラインでとり上げられている労務管理上の留意点の中から、テレワークにおける人事評価制度とテレワークに要する費用負担の取扱いについて紹介します。

■ 1. テレワークにおける人事評価制度

テレワークは非対面の働き方であるため、個々の従業員の業務遂行状況や、成果を生み出す過程で発揮される能力を把握しづらい側面があるとの指摘があります。そのため、企業が従業員に対してどのような働きを求め、どう処遇に反映するかといった観点から人事評価を実施することが基本となります。

具体的には、上司が部下に期待する役割やその達成水準等をあらかじめ具体的に示し、必要に応じてその達成状況について上司と部下が共通の認識を持つための機会を設けるなど、非対面の働き方において適正な評価を実施できるように、人事評価者訓練を実施する等の工夫が考えられます。

■ 2. テレワークに要する費用負担の取扱い

テレワークを行うことによって、通信費や電気料金などの面で、従業員に過度の負担が

生じることは望ましくありません。企業ごとの業務内容、物品の貸与状況等によって費用負担の取扱いは様々であり、労使のどちらがどのように負担するか等についてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則等で規定しておくことが望まれます。

また、従業員自身が契約した電話回線等を用いて業務を行わせ、通話料、インターネット利用料などの通信費が増加する場合や、従業員の自宅の電気料金等が増加する場合、実際の費用のうち業務に要した実費の金額を在宅勤務の実態を踏まえて合理的・客観的に計算し、支給することも考えられます。これに関連して、費用負担等に関する源泉所得税の課税関係については、国税庁から「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」が出ています。

日本年金機構の「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」が変更され、在宅勤務・テレワーク時の交通費や在宅勤務手当の社会保険の取扱いが示されました。この事例集によると、テレワークを実施するために必要となる費用を従業員に支払う場合には、社会保険の対象となる報酬等には含まないものの、在宅勤務手当として、例えば毎月 5,000円を渡し切りで支給する場合には報酬等に含むとしています。支給方法によって取扱いが変わるなど複雑な内容となっていますので、不明点等は、弊所までお問い合わせください。



Vol.126

八崎さんの

春・夏・冬のはなし



—新冠肺炎と中医学—

春まだ浅い3月、こんな表題をつけた手紙を受け取った。かつて私が本誌の令和1年12月号の中で「ここに女性あり」と題して一文を書いていた女性からである。と言ってもほとんど記憶には残っていないと思われる所以、本題に入る前に簡単に彼女の身上を再記しておく。

中国の瀋陽。当時は実質日本の統治下の満州國・奉天に生まれた彼女は、小学6年生の時に担任の教師から奨められて日本に留学。

風雲急を告げる昭和19年、日本の旧制高等女学校に入学して以来様々な波乱に遭遇し、結果的には薬剤師の資格を得て帰国。その後中国の代表団を引き連れ厚生省の薬務局を何度も訪問し、中国に新しい薬事法制定等に尽力された。中国の文化大革命後、医師である夫と共に再来日。現在は木更津市で健在。

そんな彼女の元に、中国から送ってきたレポートを彼女が翻訳したのが、冒頭の文であった。

題名を見た瞬間、私は“新型コロナと漢方薬”的事だろうと思ったが、日本では普通見かけない、その上達筆な自筆である為に読めない字が多く、そこで彼女の娘さん(開業医)にパソコン等で打ち直して欲しいと依頼。3日後には推敲を加えた全文が送ってきた。題名は“新型コロナ肺炎と中医学”に改められ、その“書き出し”で主旨が解ると思うのでそれを紹介しよう。

「中国科学院々士、中国中医科学院首席研究員の全小林は、2020年1月、国家中医薬管理局から緊急の連絡を受け取った。内容はリーダーとして武漢に行き、中・西医(註、中医学と西洋医学)の専門家を招集し、新型コロナ肺炎の対策を講じることであった。

専門家達は早速病院やコミュニティーに出向き患者の状態を観察、“疫”に対する中・西両方の特長を生かした対策を考えた。

“特効薬の無い今、中医薬の薬効を発揮させなければならないと思った”と、全小林は語っている…」そのあとレポートには様々な検討が加えられ、最後に第一線で働く医療関係者に対して“処方”を紹介しているのだが、現在日本のメディアでも漢方薬について仄聞することもなく、どうしたものかと思っていたある日、テレビに登場した岡山大学の研究者が「コロナ患者には、今こそ漢方薬が出る番です」と強調されている姿を見た。

そこで私は、彼女からの記事を手にして、指呼の間にある漢方のクリニックを訪ねた。大学の教壇にも立たれていた先生から「全小林という人はSARS発生の時にも活躍された有名人で、この報告書も適切なものですね…」と話されたあと、“中医臨床”という書籍を紹介された。昨年の9月号「特別企画～わが国における新型コロナと漢方～」の論説として、同先生の寄稿文が掲載されていた。

そのテーマは「COVID-19の治療を考える～重症化に至らせないための処方とは～」
この寄稿文の最後に、奨める漢方薬の処方を例示されたあとこう総括されている。

「おわりに一当初、COVID-19が疑われてもすぐに医療機関を受診するのではなく、微熱のある5日間は自宅待機するよう推奨された。

またホテルに隔離されている軽症患者は見守るのみで適切な治療を受けていない。国が指定していた軽症自宅待機の時期こそ、重要な時期で、この時こそ漢方治療の出番であり重症化を防ぐカギがここにあると考えている。」

毎朝、毎朝どのテレビ局も取り上げている話題は、コロナに就いての不毛の論議ばかりで、素人集団のコメントーターで無理もないのだが、この漢方問題を取り上げ、深化を促す局や専門家が現れないと想している昨今である。

(註 COVID-19→coronavirus disease-2019)

筆者紹介：八崎輝義　日本チバガイギー社（現ノバルティスファーマ）教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



『吉田松陰』(1)、(2)

著者：山岡 荘八

(出版社 講談社 各 755 円+税)

今年のNHK大河ドラマの主人公は、幕末から明治にかけて活躍した渋沢栄一です。今回、家に小説「吉田松陰」がありましたのでそれを手に取ってみました。明治維新は日本史を鳥瞰した時、非常に大きな転換期であると言われます。原始共産制の社会より人類の歴史がはじまり、古代奴隸制、封建制、近代資本主義そして現代資本主義社会へと発展してきた歴史があります。これを日本の歴史に当てはめると、大化の改新前後から古代奴隸制社会が誕生し、鎌倉時代より封建制社会、第2次世界大戦後以降が、現代資本主義社会です。渋沢栄一や吉田松陰が生きた時は、まさに封建社会から近代資本主義社会に移り変わろうとする激動の時でした。

吉田松陰の人物像につきましては私より皆様の方が詳しいと思います。従いまして、激動する社会の中で松陰の生きざまに私が、驚きと感動を覚えた点につきましてご紹介します。

○「神童」という言葉がありますが、まさに松陰にも当てはまると思います。11歳で藩主の前で兵学の講義を行ったことです。11歳といえば今の小学校5年生でしょうか。まさに「神童」片鱗と思われます。さらに松陰は15歳で城中にて「孔子虚実篇」を講義しました。その後松前藩に遊学の途につきます。この時、1日に数冊の書物を読破しつつ自ら書物の内容をまとめました。現代の中学生の時にこれだけのことを成し遂げていることはまさに驚きです。

○「知行合一」これが松陰の神髄です。多くを学んだ松陰は「学問だけしてみてもそれを活用する所以なければ意味はない」という叔父である玉木文之進の教えを実践しました。アメリカ船への密行であり、牢獄内や杉家幽室での講義、そして松下村塾の講義です。そして極めつけは、安政の大獄に関連して捉えられ、江戸の評定所における松陰の言動です。「至誠にして動かざるもの、いまだこれあらざるなり！」この言葉を実践します。評定所の訊間にだけ答えればよかったですところ、結果、訊問以外にペリー来航以後の幕府政策の誤りを滔々と述べ、「拙者にも死罪に相当する罪が2つござる。あたり前ならば自首すべきところでござるが、同志に累を及ぼしてはと存じて、そうしなかったまでござる」とみじんの嘘のない一言で運命が決まるのでした。

○「歴史」歴史は「もしも…だったら」と話になります。この本でも松陰が処刑された下りで、「幕末の時期に、松陰が処刑されなかつたら、歴史の中に、果たして長州藩の奮起があのよう速やかに、はげしく、期待できたであろうか…？」とあります。長州藩の奮起が遅れれば、薩摩の事情も変わり、大政奉還も行われたか…このように吉田松陰の処刑を俯瞰した時、明治維新という日本史の大きな転換期の起爆剤になっていると思いました。

吉田松陰は良心に支えられて、生涯嘘のつけなかった生き様で、身を粉にして辿りついた果ての信念（人間の内部の「公」の面の開発に当るのが教育だとすれば、それは地上で最も重要な聖職でなければならない。）、そして「知行合一」を実践した凄まじいまでの生きざまに感動を覚えた1冊でした。何かの機会に是非ご一読ください。

(執筆 坪内 直樹)



＜6月の税務と労務の手続[提出・納付先]＞

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始

<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付

<第1期分> [郵便局または銀行]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況

報告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

～ちょっとブレイク～



「少し前になりますが親族一同で有馬温泉へ旅行に行きました。とてもリフレッシュでき、凄く良い旅行となりました。

今の現状が良くなつてもう一度皆で旅行に行きたいなと思います。」

撮影者 中谷 淑恵

当事務所より一言

梅雨に入りうつとうしい天候が続きますが皆様いかがお過ごしでしょうか？

今年は5月16日の時点では東海地方までが梅雨入りし、平年よりも早い地域もあるなど、記録的な早さとのことです。

梅雨の時期はとくに大雨による災害が発生する可能性が高いため、毎年、全国各地で発生した災害の報道をよく目にします。

予期せぬ事態に備え、常日頃からの準備が重要だと思われます。

ちなみに弊社では、職員全員に懐中電灯などを入れた「非常時持出し袋」を配布し、それぞれのデスクの傍に配置するようにしています。それが実際にどこまで有効なものかは分かりませんが、このように備えておくことによって、職員の精神的不安を少しは軽減できているのではないかと思います。

労働契約法第5条で「会社は従業員の身体等の安全を確保するために必要な配慮を行う義務を負う」とされています。これは天災だけに限らず、業務上の災害や通勤災害などについても、できるうる備えを行う必要があるということです。この配慮を行うことにより、労使間トラブルのリスクを回避することができ、ひいてはそれが従業員満足の向上にもつながります。そして、従業員満足の向上は最終的には会社の業績向上にも繋がっていくという好循環となっています。

既に実施されている会社様もあるかと思いますが、できることはあらかじめご準備されることをお奨め致します。

さて、今月も皆様へのぞみプランニングレポートをお届け致します。

弊社は、新型コロナウイルスに負けることなく、スタッフ一同皆様のお役に立てるよう日々奔走しております。

労務管理、人事管理、労使間の諸問題について、どうぞお気軽にご相談ください。

by 福井 啓人

